

令和7年度 吉野川市危険ブロック塀等安全対策支援事業

避難路に面するブロック塀などの倒壊による事故を未然に防ぎ、通行人の安全確保および災害時の緊急車両の通行を確保するため、対象となる危険ブロック塀などの撤去と撤去したブロック塀から軽量なフェンスなどへの建て替えに対する費用を補助します。

(1) 危険なブロック塀等撤去支援事業

補助要件

- 申請者は、建物の所有者またはその建物の管理について権限を有する方で、市税の滞納がない方
- 吉野川市が定める指定緊急避難場所・指定避難所、吉野川市内の小・中学校のいずれかから半径1キロメートル以内の国道、県道、市道などの避難路に面した危険なブロック塀で、市の事前調査で安全対策が必要と判断されたもの
- 危険なブロック塀等の撤去後にブロック塀を新たに設置しないこと
- 市内に本社または営業所がある解体工事の登録業者などが撤去を行うもの

補助金額

次の①と②を比較し、どちらか少ない額の2／3以内 上限額:13万3千円

- ①ブロック塀等の撤去および処分に要する工事額
- ②撤去するブロック塀等の長さ1mあたり6,000円を乗じた額

(2) フェンス等設置工事支援事業

補助要件

- 危険なブロック塀等撤去に引き続き軽量なフェンス等に建て替えるもの
- 建築基準法等の各法令を遵守し実施する工事
- ブロック塀は設置しないこと
- 市内に本社または営業所等がある業者が施工するもの
- 建築士などの設計、管理により施工するもの

補助金額

次の①と②を比較し、どちらか少ない額の2／3以内 上限額:26万7千円

- ①フェンス等の設置に要する工事額
- ②パネルおよび格子状の場合は設置するフェンス等の長さ1mあたり24,000円、ネット状の場合は1mあたり14,000円を乗じた額

注意事項

- 補助対象となるフェンス等の範囲は、撤去したブロック塀等の位置です。
- 地域により、前面道路幅員が4m未満の場合、セットバック要件の対象となります。

事業の申し込み 令和7年4月24日（木）午前9時 受付開始

（先着順により募集枠が埋まり次第終了となります。その場合でも、キャンセル待ちや翌年度以降実施に向けての相談は可能です。）

※補助金を申込むには申込対象となるかの事前調査（職員による現地調査など）が必要です。

事前調査に件数制限は無く、随時受付していますが、時期が決まっており時間がかかりますので、早めに申し込んで下さい。

お問い合わせ・申込先

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1

吉野川市役所 建設部 都市計画住宅課 建築営繕室

電話 0883-22-2224

FAX 0883-22-2246